

12月 は朝倉市郡一斉不法投棄防止強化月間です

廃棄物の不法投棄は法律により罰せられます

廃棄物の不法投棄は 犯罪です。

リサイクルの推進および環境美化が必要となっている中、一部のモラルのない人が廃棄物の適正な処理を行わず不法投棄をする行為が後を絶たないのが現状です。

廃棄物の適正な処理を行わず、ごみをみだりに道路・河川・山林・空き地等に捨てる行為は不法投棄となり法律で厳しい罰則が定めてあります。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）第16条に「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定め、不法投棄を禁止しています。



▲道路沿いの不法投棄（畳・廃材等）



▲道路沿いの不法投棄（テレビ等）

●不法投棄の監視
市では、朝倉警察署・北筑後保健福祉環境事務所と連携し、不法投棄の摘発と防止に努めています。また、朝倉市環境美化推進員20人・市職員による不法投棄防止パトロールを毎月実施しています。

12月は不法投棄防止強化月間として、パトロールの強化、チラシの配布など啓発活動を強化していきます。不法投棄のない住みよい環境づくりにご協力をお願いします。

●不法投棄の罰則
不法投棄をした人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の罰則により、個人が不法投棄

した場合法律第25条により5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（または併科）となります。また、法人の場合は法律第32条により3億円以下の罰金刑になります（未遂も処罰の対象です）。

廃棄物は、決められたルールに従って適正に処理しなければなりません。

【参考例】家電（テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫）が廃棄物となった場合は、家電リサイクル法により処理しなければなりません。処理の方法は、①個人が家電量販店・小売店へ処理依頼する方法 ②個人が郵便局から家電リサイクル券を購入し、指定取引場所へ搬入する方法の2通りあります。両方とも料金が必要です。詳細は市環境課へお尋ねください。」

●ポイ捨ても不法投棄
ポイ捨てとは、空き缶・空き瓶・ペットボトル・弁当容器・レジ袋等の廃棄物を少量不法投棄することです。ポイ捨てが軽微と思っても住人の生活環境保全や公衆衛生を乱す行為である事には変わりはありません。また、交通の妨げとなり事故の原因になりかねません。マナーを守って美

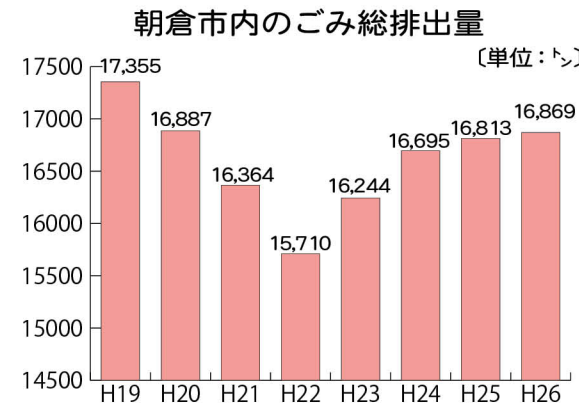


▲堤防沿いの不法投棄（ポイ捨て）

●私有地に不法投棄されてしまった場合
土地・建物の所有者または管理者は、その場所を清潔に保つよう努めるとともに、廃棄物を捨てた人が見つからない場合は、その土地・建物の所有者（管理者）が廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。

ごみは、いったん捨てられた場所に繰り返し捨てられる傾向があります。不法投棄をさせないためにも、柵やネットを設置するなど所有地への進入を防止する対策をしましょう。また、雑草がのび放題の土地についても、人の目が届かない場所と思われるがちなので、刈草などの適切な管理を心がけましょう。

今日からはじめよう！ ごみ減量とリサイクル



●市内のごみ総排出量
市内のごみ（可燃・不燃・粗大ごみ）はサン・ポートで処理を行っています。朝倉市からサン・ポートへ搬入したごみの量の変化は、平成19年度～平成26年度においてはグラフのとおりです。近年ごみの量が増加傾向にあります。平成26年度のごみの量を一日一人当たりで換算しますと822グラムになり、年間一人あたり約300キログラムのごみを排出することになります。

●なぜごみを減らす必要があるのでしょうか
ごみの中には可燃ごみおよびリサイクルできるごみがあります。可燃ごみの量を減らすことにより

資源の節約となり、二酸化炭素（CO₂）排出による地球温暖化防止にもつながります。住民一人が一日のごみの量を10割減らせば市全体で年間約1680トの削減となり、ごみ処理経費も削減できます。

また、ごみの中にはリサイクルできるものがあります。ごみも分別しなければただのごみになります。分別することにより再生し有効利用できるものがあります。リサイクルできれば再生物となり、燃やす必要はなくなります。

ごみからリサイクルされた製品をいくつかあげてみると、

- ペットボトル ↓カーペット・卵パック・衣類等
 - スチール缶↓家電製品・自動車鋼板・レール等
 - アルミ缶↓自動車部品・アルミサッシ等
 - ガラスびん↓住宅断熱材・タイヤ・再生びん等
 - プラスチック製容器包装↓プラター・擬木・ごみ袋等
 - 牛乳パック↓トイレットペーパー・ティッシュペーパー等
 - 新聞・雑誌・段ボール↓週刊誌・再生新聞・再生段ボール等
- その他たくさんさんのリサイクル製品があります。

●ごみ減量の方法

①サン・ポートのリサイクル工房では、いらなくなった物で使用できるものを無料で回収します。電話連絡をいただければ家庭まで無料で引き取りに伺います（平日のみで祝祭日は除きます）。

■引き取りできる物
家具類（食器棚・タンス・机・ベッド・テーブル等）、自転車、衣類（原則無着装に限りませんが、着物・帯・デニムは古着でも可）、本（辞書・百科事典・雑誌類は除きます）

詳しくは、サン・ポートのリサイクル工房（☎23・1590）へお尋ねください。

②市環境課では、使用済天ぷら油の無料回収を行っています。回収した天ぷら油はバイオディーゼル燃料として再生され活用されています。

■引き取りできる物
植物性の使用済天ぷら油（家庭からでたものに限ります。事業所からでたものは不可）

③市では古紙、古布の集団回収を実施しています。市内に約100団体あり新聞・雑誌・段ボール・古布類を無料で回収しています。平成26年度においては、古紙を約1000ト、古布を約61ト回収しました。

●ごみ減量の4R

キーワード「4R」
生活スタイル「4R」をキーワードとして、循環型社会を推進します。

- ①リフューズ（Refuse）
「いらないものは断る」
○使い捨て商品はできるだけ買わないようにしよう
- ②リデュース（Reduce）
「ごみ発生を減らす」
○必要なものを、必要な量だけ買うようにしよう
- ③リユース（Reuse）
「繰り返し使って再利用する」
○ものをすぐ捨てないで、修理等をして繰り返し使おう
- ④リサイクル（Recycle）
「資源に再生して再利用する」
○資源になるものは、きちんと分別して出しよう
- 古紙の集団回収は積極的に協力しましょう

問 市環境課（内線65・13）

問 市環境課（内線 65-13）

冬の快適節電メニュー

暖

房によって電気使用量が増える冬は、家庭での節電が大切です。毎日使っている家電製品の使い方に工夫すれば無理なく節電が続けられます。そこで、ご家庭で簡単にできる冬の節電術をご紹介します。ちよつとした積み重ねで電気の使用量は減らすことができますので、小さなことから始めてみましょう。

■冬の電力使用量の特徴

冬の節電のポイントは、暖房費を抑えることです。冷やよりも温めるほうが消費電力は大きく、年間の使用エネルギーの約25%が暖房によって占められています。また、冬の電力需要は家庭が占める割合が多いため、夏よりも節電を心がけることが重要です。

また、節電は一日の中で電力需給が高くなる時間帯に行うことが効果的です。冬と夏では、電力需要が高くなる時間帯が違います。冬の場合は、暖房の使用が多くなる8時～11時ごろと、照明や家庭での需要が多く

なる17時～20時ごろが電力需要の高くなる時間帯です。

■節電期間と時間帯

12月1日（火）～平成28年3月31日（木）の平日8時～21時
※年末年始（12月29日（火）～1月3日（日））を除く

■「でんき予報」による電力需給状況のお知らせ

九州電力のホームページから電気の使用率を見ることが出来ます。

「でんき予報（電力のご使用状況）」

http://www.kyuden.co.jp/power_usages/pchtml

■需給ひっ迫予想時のお知らせ

需給ひっ迫（予備率3%未満）が予想される場合には、九州電力がテレビ・ラジオ等の報道機関やホームページ等を通じてお知らせします。その際は、空調の停止や照明の消灯など、より一層の節電にご協力をお願いします。

問 市環境課（内線65・11）

■取り組み事例と効果		節電効果（削減率）	
		通常、エアコンを使用されるご家庭	通常、ガス・石油ストーブ等を使用されるご家庭
エアコン	○重ね着などをして、室温を20℃に設定。	7 ㊦ ※設定温度を2℃下げた場合	—
	○窓に厚手のカーテンを掛ける。	1 ㊦	—
照明	○不要な照明をできるだけ消す。	4 ㊦	6 ㊦
テレビ	○画面の輝度を下げる。 ○必要な時以外は消す。	2 ㊦ ※標準→省エネモードに設定し使用時間を2/3に減らした場合	3 ㊦
冷蔵庫	○冷蔵庫の設定を「弱」に変える。 ○扉を開ける時間をできるだけ減らす。 ○食品をつめこまないようにする。	1 ㊦	2 ㊦
ジャー炊器	○早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く。 ○保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。	1 ㊦	2 ㊦
湯沸かし器	○便座保温・温水の温度設定を下げる。 ○不使用時はふたを閉める。	1 ㊦未満	1 ㊦
待機電力	○リモコンではなく、本体の主電源を切る。 ○使わない機器のプラグを抜いておく。	1 ㊦	2 ㊦

* 節電効果の削減率の目安は、エアコンを使用されるご家庭の夕方ピーク時の消費電力（約1400W）及びガス・石油ストーブ等を使用されるご家庭の夕方ピーク時の消費電力（約1000W）に対する削減率の目安です（資源エネルギー庁推計）